

○金融庁  
告示第一号  
総務省

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八条第一号の規定に基づき、平成十九年金融庁告示第一号（郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年九月二十四日から施行する。

令和七年九月十九日

金融庁長官 伊藤 豊

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔一〇十一 略〕</p> <p>十二 山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村の区域</p> <p>〔十三〇二十二 略〕</p> <p>二十三 鹿児島県鹿児島郡三島村、同郡十島村、大島郡大和村及び同郡宇検村の区域</p> <p>二十四 沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡栗国村及び八重山郡竹富町の区域</p>	<p>〔一〇十一 同上〕</p> <p>十二 山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村及び北都留郡丹波山村の区域</p> <p>〔十三〇二十二 同上〕</p> <p>二十三 鹿児島県鹿児島郡三島村、同郡十島村及び大島郡大和村の区域</p> <p>二十四 沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村及び八重山郡竹富町の区域</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	